

事業継続・雇用維持のための支援策のご案内

以下の支援策の対象や条件などの詳細は、各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

1 幅広い用途に使える返済不要の資金が必要

国の緊急事態宣言の影響を受ける事業者への一時金

■ 国の緊急事態宣言発令対象地域の飲食店と直接・間接の取引がある、または緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者へ対し、一時金を支給

■ 法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※「国の」緊急事態宣言対象地域は、東京、大阪等の11都府県であり、沖縄県は含まれていません

※本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比又は対前々年比▲50%以上減少していること

※申請期間：令和3年3月8日（月）～令和3年5月31日（月）

お問い合わせ先：一時支援金相談窓口 0120-211-240、03-6629-0479

2 雇用を維持したいが休業手当の支払いが難しい

雇用調整助成金

■ 従業員に支給した休業手当等に対し最大1人あたり1万5千円/日を助成

お問い合わせ先：各ハローワーク、
沖縄労働局雇用調整助成金相談窓口

098-868-4013



沖縄県雇用継続助成金

■ 国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主を対象に上乗せ助成

お問い合わせ先

グッジョブ相談ステーション 098-941-2044

産業雇用安定助成金

■ コロナ禍において従業員の雇用を維持するため、企業間で在籍型出向を行う事業主（出向元及び出向先）に対し、一定の助成を行う

■ 賃金等の出向運営費 最大1万2千円/日

出向に係る整備費等の出向初期経費 10万円/人(定額) ※加算額5万円/人(定額)

お問い合わせ先 沖縄労働局雇用調整助成金相談窓口 098-868-4013

3 事業継続に必要なとなる資金の融資を受けたい

新型コロナ関連の制度融資

■ 沖縄公庫、商工中金で、貸付当初3年間の実質無利子※1・無担保・据置最大5年間の融資

■ 民間金融機関等※2の継続的な伴走支援により、事業者が経営改善等に取り組むための融資

※1 実質無利子化の上限額は6千万円（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は3億円）

※2 取扱金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、みずほ銀行、鹿児島銀行。

お問い合わせ先：各取扱金融機関

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りに悩む中小企業に対して、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定を支援。既往債務の支払いに悩む中小企業に代わり、金融機関に対する元金返済猶予(最大1年間)の調整を実施。

お問い合わせ先：沖縄県中小企業再生支援協議会 098-868-3760

4 令和2年度第3次補正予算に盛り込まれた主な施策

中小企業生産性革命推進事業

(持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金)

■ポストコロナに対応したビジネスモデル転換などに必要な資金の補助金

お問い合わせ先 ※ 補助率や補助上限額等の条件についてはお問い合わせください。

- ① 持続化補助金 ⇒ (独)中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター 03-6837-5929
- ② ものづくり補助金 ⇒ ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
- ③ IT導入補助金 ⇒ サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424、042-303-9749

中小企業等事業再構築促進事業

■新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等への補助金 (最大1億円)

※ 1 経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等が対象

※ 2 詳細については以下HPから公募要領をご確認ください。

※ 3 申請期間：令和3年4月15日(木)～令和3年4月30日(金) 18:00 (いずれも予定)

→事業再構築補助金事務局HP <https://jigyousaikouchiku.jp/>

5 時短要請に係る飲食店等への協力金

時短要請に係る「感染拡大防止対策協力金」

- 本年3月以降、歓送迎会や模合など、飲食を推定感染源とする新型コロナの陽性者が急激に増加していることから、飲食店等の利用による新規感染者を抑えるため、営業時間短縮要請(朝5時～夜9時(酒類の提供は朝11時～夜8時まで)の全期間に応じた飲食店及び接待を伴う遊興施設等の事業者)に協力金を支給
要請対象地域：本島中南部の20市町村

(那覇市保健所管内・中南部保健所管内の市町村のうち、離島町村を除く)

要請期間：令和3年4月1日(木)～令和3年4月21日(水)

協力金：1店舗あたり84万円

※ 上記期間以外の時間短縮要請に伴う協力金等の条件についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先

★ 協力金の申請方法に関すること 098-856-4427 「感染症対策協力金コールセンター」

★ 対象地域・施設など、時短要請の内容に関すること 098-866-2014 「沖縄県コロナ対策本部」

各支援策の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

・沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

・沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)

本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも様々な支援策を講じています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※ 沖縄総合事務局経済産業部のメールマガジン、twitter、Facebookにて最新情報入手ください



メールマガジン



Twitter



Facebook